

令和6年度 水道施設整備費に係る 歩掛表の改定について

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課 課長補佐 たかなし かずのり
高梨 和則

1

はじめに

令和6年4月から、水道整備・管理行政は、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管され、水道施設整備費に係る歩掛表は国土交通省が所管することになった。今後、水道施設整備費国庫補助金、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設に係る事業に限る）及び防災・安全交付金（水道施設に係る事業に限る）を申請する際に標準的な歩掛として適用する「水道施設整備費に係る歩掛表」（以下、「水道歩掛表」という）は、国土交通省で策定を行う。

2

水道施設整備費に係る 歩掛表について

水道歩掛表は、補助金申請のみならず水道事業者等が工事費の積算を行う際にも広く用いられており、標準的な施工条件における水道工事特有の工種について、単位施工量当りの労務、材料、機械運転等の所要量を規定している。また、記載のない工種については国土交通省土木工事標準積算基準書（以下、「土木工事積算基準」という）、機械設備工事積算基準及び下水道用設計標準歩掛表等、国もしくは都道府県で定めた積算基準を適用することとしている。

一方、人口減少社会の到来、DX等の新技術の推進、週休2日制適用工事に代表される働き方改革など、公共工事を取り巻く環境は年々変化しており、社会的要請や現場の実態に応じるため積算の透明性、妥当性、合理性の向上が強く求められている。

こうした状況下、国土交通省では、水道関係団体からヒアリングした歩掛に関する要望等を、実態調査や模擬試験等により調査し、その結果を踏まえ水道事業者等で構成される施工技術調査検討会の判断で水道歩掛表を改定することとしている。

水道歩掛表の改定にあたっては、「①実態と乖離があるもの、②新工法、新技術に適應するもの、③コスト縮減策に資するもの、④土木工事積算基準等、他の公共工事歩掛と整合を図るべきもの、⑤老朽化施設の更新、水道施設の耐震化に資するもの、⑥歩掛の簡素化に資するもの」といった観点から検討を行っている。

本稿では、令和6年度 水道施設整備費に係る歩掛表（令和6年4月1日適用）の改定内容を紹介する。なお、水道歩掛表の全文は、全国簡易水道協議会が毎年度発行する『水道事業実務必携』に掲載されている。

3

今回の改定概要について

令和6年度における水道歩掛表の主な改定内容

は、(1)配水管設計歩掛における報告書作成の統一、(2)耐震補強金具設置歩掛の新設である。その他、誤解しやすい表現に対する補足説明の追加、誤記の訂正、表現の統一を行った。

(1) 配水管設計歩掛における報告書作成の統一

水道歩掛表の第三編 設計業務委託標準歩掛表 第2章 配水管設計歩掛において実態調査を行い、第1節 開削工法及び第4節 シールド工法の作業項目の中に「報告書作成」を計上することとした(表-1)。

(2) 耐震補強金具設置歩掛の新設

耐震補強金具は、継手外周に専用金具を取り付けることで非耐震継手を補強することができるものである。実態調査を踏まえ、施工歩掛は、水道歩掛表のメカニカル継手工の135%としたことか

ら、備考に「非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる」と記載する改定を行った(図-1)。

4 おわりに

水道は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、甚大化する自然災害への対応等、非常に厳しい事業環境の変化に直面している。水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道を実現するため、関係者が一つの理念を共有し、それぞれの役割を果たしつつ、強いつながりの下で一丸となって対応していく必要がある。

こうした対応の一環として、令和6年度以降も、水道関係団体等の意見を踏まえながら検討を行い、適正な水道歩掛表の策定に努めていく所存である。

表-1 報告書作成歩掛 (1km当り標準歩掛)

職種	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
報告書作成	1.0	4.0	3.0	1.0

現行

○メカニカル継手歩掛表 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費	モルタル充填工		
				配管工 (人)	普通作業員 (人)	モルタル量 (m ³)
75以下	0.05	0.05	労務費の1%	-	-	-
100	0.05	0.05		-	-	-
}	}	}		}	}	}
2400	1.58	1.58		1.16	0.39	0.0497
2600	1.78	1.78		1.33	0.45	0.0547

備考 1. モルタル充填工はU形、UF形、LUF形及びUS形(SB、VT、LS方式)継手の場合のみ加算する。
US形(R方式)には加算しない。
2. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。
3. 諸経費には、滑材、接合器具損料を含む。

改定

○メカニカル継手歩掛表 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費	モルタル充填工		
				配管工 (人)	普通作業員 (人)	モルタル量 (m ³)
75以下	0.05	0.05	労務費の1%	-	-	-
100	0.05	0.05		-	-	-
}	}	}		}	}	}
2400	1.58	1.58		1.16	0.39	0.0497
2600	1.78	1.78		1.33	0.45	0.0547

備考 1. モルタル充填工はU形、UF形、LUF形及びUS形(SB、VT、LS方式)継手の場合のみ加算する。
US形(R方式)には加算しない。
2. 非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具を使用する場合は、本歩掛に35%を割増することができる。
3. 接合工事を本体工事に含まない場合(分離発注)の歩掛は別途算出すること。
4. 諸経費には、滑材、接合器具損料を含む。

図-1 水道歩掛表におけるメカニカル継手工歩掛の改定